

標準マニュアルについて（現時点の整理）

目的・位置付け等

- **標準マニュアルは、各府省における統計調査ごとのマニュアル整備、当該マニュアルに沿った取組の実施を通じた、統計作成プロセスの標準化及び業務の質の底上げを図る際の指針**として策定
（また、標準マニュアルに沿った業務の洗い出し、統計調査ごとのマニュアルの整備により、政府全体としての統計作成プロセスの標準化及び業務の質の底上げを実現）
- このため、標準マニュアルは、**標準的な統計作成のフローを示しつつ、企画、実査、審査・集計、分析・公表、保存・提供及び評価といった統計作成プロセスの各段階において求められる業務を明らかにし、既存の各種ガイドライン等の内容を実務の流れに沿って整理**する（整備の過程において、新たな内容の再整理、追加等も想定）ことで、**各府省において策定される統計調査ごとのマニュアルに記載すべき内容や各種ドキュメントを明らかにする**

検討の留意点（次ページも参照）

- **標準マニュアルは**、統計調査の承認申請に係る「承認申請等事務マニュアル」、事後検証に係る「点検・評価ガイドライン」及び**統計委員会による「要求事項」に対応したもの**とするとともに、既存の各種ガイドライン等にも対応
- **これに掲げられた事項に沿って対応することにより、要求事項の内容を踏まえて行われる第三者監査（統計作成プロセス診断）にも対応できるもの**として整備

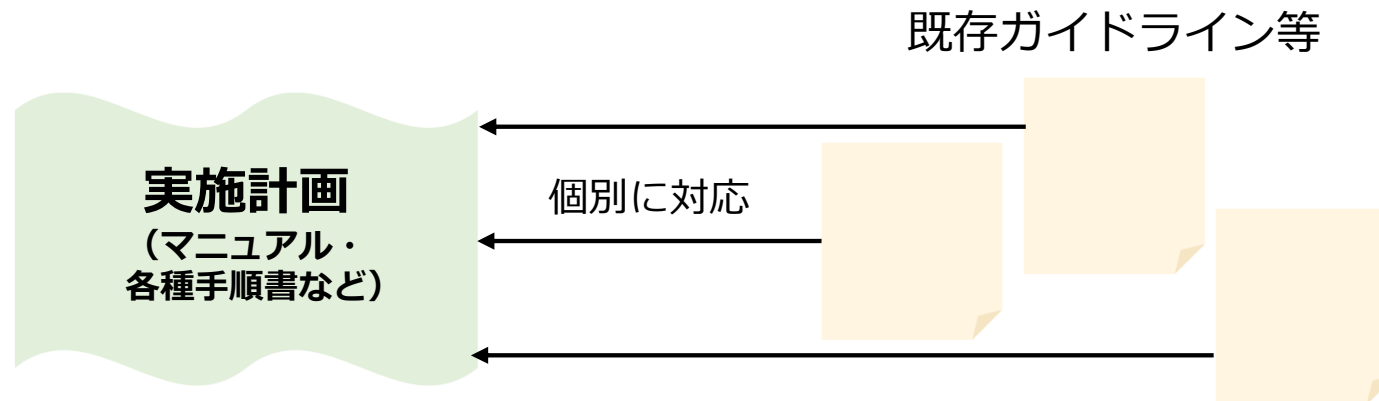
参考：標準マニュアル策定の背景（令和元年9月 統計委員会建議）

今回の書面調査では、全ての基幹統計で業務マニュアルが作成されているとの回答が得られたが、一般統計においては約1割の調査で作成されていなかった。業務マニュアルは、人事異動等がある中で、多くの者が関与して実施される調査の品質を安定的に確保するとともに、PDCAサイクルによる業務改善を進める際の要となるものでもあることから、一般統計も含め、業務マニュアルの整備と、その内容の継続的な確認・見直しが必要である

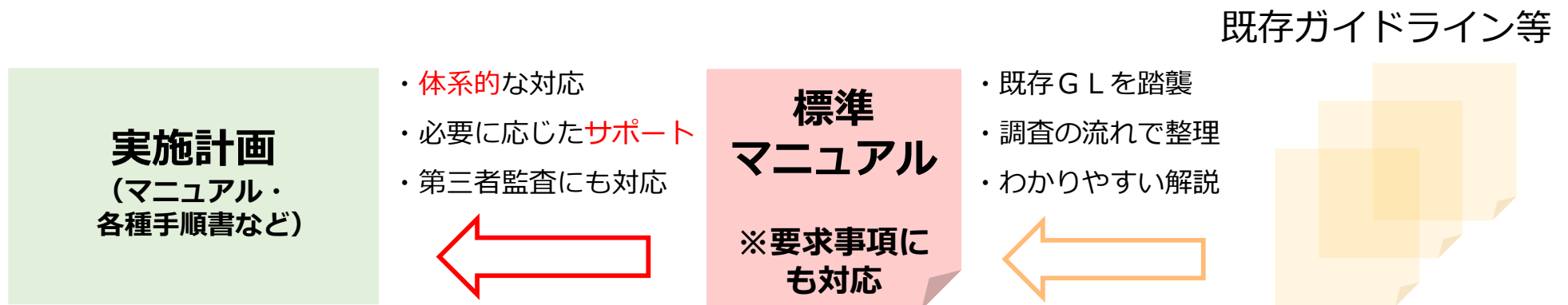
（改善策）

- ・ 調査の対象者や規模、調査事項、調査方法等が統計ごとに異なることも踏まえつつ、標準的な業務マニュアルを作成することは有益である。このため、平成28年12月に発覚した繊維流通統計調査の不適切事案を受けた再発防止策として、経済産業省が作成した省内向けの標準マニュアルを参考に、総務省において、記載すべき標準的な事項を示した標準マニュアルを作成・提供することで、各府省における、一般統計も含めた業務マニュアルの整備を進める。その際、統計作成に経験年数の少ない職員が携わっているケースが多いことを踏まえ、チェックリスト方式の活用を積極的に検討するものとする。
- ・ 作成した業務マニュアルについては、調査方法の変更等の事由がない場合でも、見直しの必要性の有無を含め、定期的な確認を行う。

既存ガイドライン等との関係について

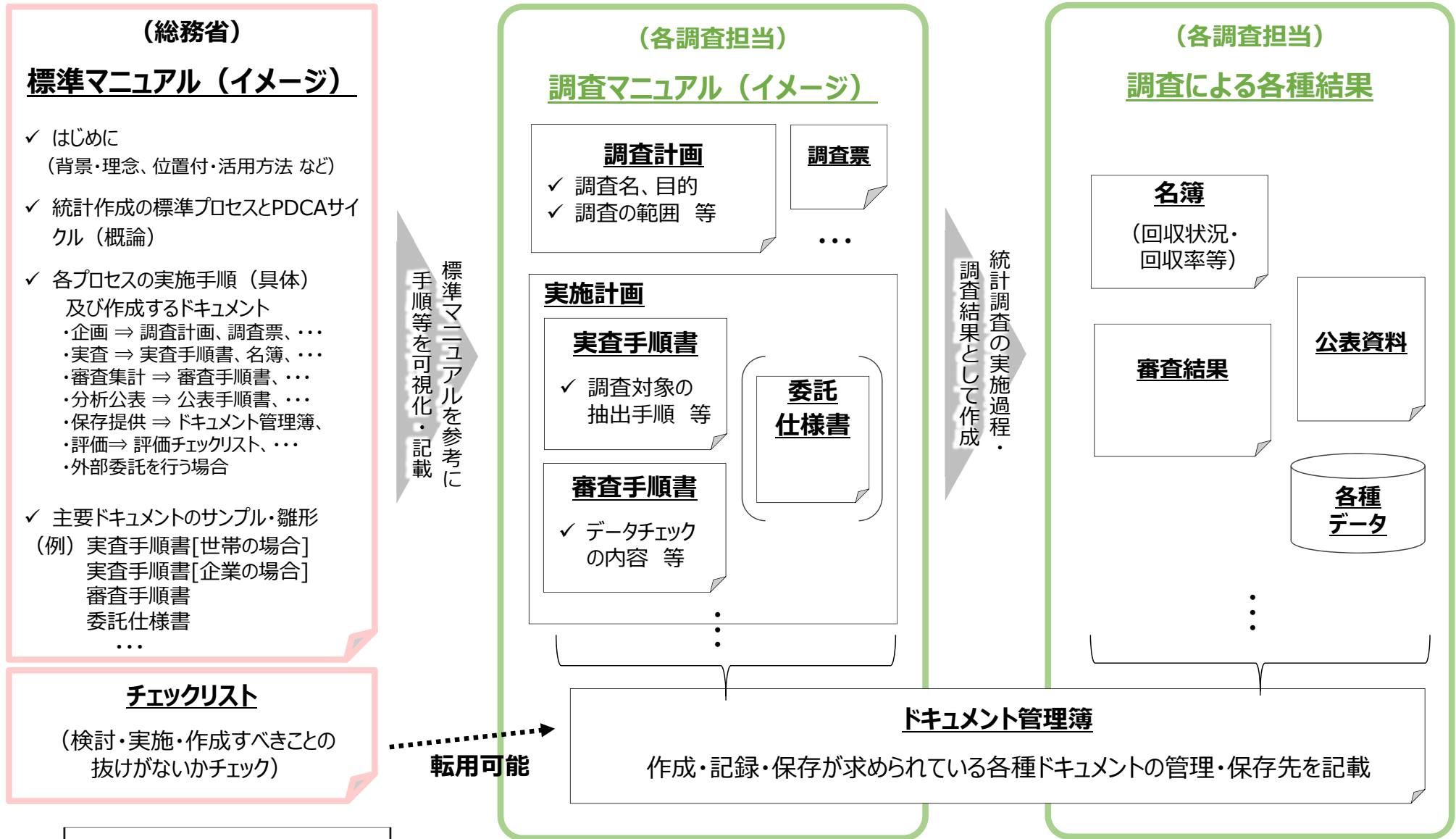


現状、テーマ別の各種ガイドラインに個々に対応しており、担当者における体系的な理解につながらず、資料の管理などが困難になるケースもある



調査実務に沿った体系的な整備・管理が可能となり、担当者における統計事業に係る理解促進や、統計幹事による確認行為の効率化が期待

標準マニュアルを踏まえた各調査マニュアルの整備（イメージ）



(総務省：各省をサポート)

統計作成支援センター：マニュアル等作成の支援
統計研究研修所：研修実施